

令和8年度造林補助事業の概要

令和8年4月現在

事業名	補助率(%)		補助区分	査定係数	実質補助率	事業主体	主な事業内容	主な対象年齢	事業規模要件等				
	国	県											
森林環境保全直接支援事業 (国補造林事業)	30	10	市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施策が可能な森林の区域」又は間伐等特措法により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において森林経営計画等に基づき行う2,000本/ha以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り	180	72	・森林経営計画の認定を受けた者 【経過措置】 ・特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者	人工造林		1施行地0.1ha以上 間伐、更新伐については、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が10m ³ /ha以上				
							下刈り	2以下					
							枝打ち	6以下					
							除伐	5以下					
							保育間伐	12以下					
							間伐	12以下					
	30	10	森林経営計画 【経過措置】 特定間伐等促進計画	170	68	・市町 森林所有者 森林組合 等	付帯施設等整備 (荒廃竹林整備等)		1施行地0.1ha以上 協定(転用・皆伐10年不可)の締結が必要				
							森林作業道整備						
							保安林、 公益的機能別施業森林	180		72 (分取林 90)	・市町 森林組合 NPO法人 等 (分取林を除く自己所有森林不可)	人工造林、下刈り、付帯施設等整備、森林作業道整備 等	1施行地0.1ha以上 協定(転用・皆伐10年不可)の締結が必要
							その他	90		36 (分取林 45)			

事業名	県補助率(%)		補助区分	査定係数	実質補助率	事業主体	主な事業内容	主な対象年齢	事業規模要件等	
里山環境整備事業	嵩上分	10	国補造林事業(特定森林再生事業)で採択された事業	—	10	・国補造林事業(特定森林再生事業)を申請する者	国補造林事業(特定森林再生事業)で採択された事業内容		1施行地0.1ha以上	
		14	国補造林事業(森林環境保全直接支援事業)で採択された事業	—	14	・国補造林事業(森林環境保全直接支援事業)を申請する者	国補造林事業(森林環境保全直接支援事業)で採択された事業内容		放置された森林(竹林・広葉樹林)であって低下した公益的機能の回復のため森林整備を実施する区域で、人家(2戸以上)、農地(1ha以上)、主要公共施設(学校、官公署、病院、道路等)等から概ね50mの範囲内	
		82	国補造林事業の対象とならないもの	—	82	・市町 森林所有者 森林組合 等	荒廃竹林整備、人工造林、保育、森林作業道整備、更新伐		協定の締結が必要。特定森林再生事業を活用する場合は、特定森林再生事業に関する協定書で可	
	嵩上分	10	国補造林事業で採択された事業のうち搬出間伐以外	—	10	・国補造林事業を申請する者	国補造林事業で採択された事業内容		1施行地0.1ha以上	
		20	国補造林事業で採択された事業のうち搬出間伐	—	20					森林の有する公益的機能の維持、向上を図るための森林整備
		通常分	68	国補造林事業の対象とならない場合のうち搬出間伐以外	—	68	・市町 森林所有者 森林組合 等	国補造林事業の事業内容		※間伐施行地で高性能林業機械等を使用し、作業ポイントまでの搬出集積作業を行う場合は、1施行地当たり1回44,000円以内で高性能林業機械等(1台分)の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費を補助
			88	国補造林事業の対象とならない場合のうち搬出間伐	—	88				
	出森促進事業	定率	森林環境保全整備事業、森林・竹林整備緊急対策事業で発生した木材または竹材の伐採箇所から出荷先までの積込、運搬	—	—	・市町 森林所有者 森林組合 等	木材1m ³ または竹材1t当たり 運搬距離20km未満 1,300円以内 運搬距離20km以上 2,600円以内 航送料 1,000円以内		出荷先からの材の納入量に関する証明を得ていること	
	県産間伐材搬出促進事業	通常分	88	間伐	—	88	・市町 森林所有者 森林組合 等	適正な密度管理(間伐率10%以上20%未満)を目的とする不要木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積		1施行地0.1ha以上 森林の有する公益的機能の維持、向上を図るため森林整備を実施する区域のうち、スギ、ヒノキ人工林で12年齢を超えるもの
		定率	高性能林業機械等運搬	—	—	高性能林業機械等(1台分)の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費1回当たり44,000円以内			施行地で高性能林業機械等を使用し、作業ポイントまでの搬出集積作業を行っていること 1施行地当たり1回	
定率		間伐材運搬	—	—	木材1m ³ 当たり 運搬距離20km未満 1,300円以内 運搬距離20km以上 2,600円以内 航送料 1,000円以内			出荷先からの材の納入量に関する証明を得ていること		

注) 査定係数、事業内容等については、一部記載を省略している。

注) 別途、要領等に定める期間内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為等をしようとする場合は、あらかじめ知事とその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。